

# 無線 LAN ルーターレンタル利用規約

2021 年 3 月 1 日版

## 無線LANルーターレンタル利用規約

本規約は、株式会社ライチエ（以下「弊社」といいます）の提供する無線LANおよびその関連機器（付属物、マニュアル等を含めて、以下「レンタル機器」といいます）の賃貸借契約である「無線LANルーターレンタル」（以下「本サービス」といいます）を継続的にご利用されるお客様（以下「利用者」といいます）と、弊社との間の取引について適用されます。

### 第1条（基本合意）

1. 弊社は、本サービスを提供するものであり、サービスの利用については利用者の責任となります。また、利用者は本規約を承諾したうえで弊社と取引を行うものとします。
2. 弊社が提供する本サービスについて、別途、弊社と利用者との間で契約書類または取り決め等の特約がない場合、本規約が適用されます。
3. 弊社は弊社所定の方法により利用者に通知することにより、本規約の内容を変更することがあります。その場合、利用者と弊社との本サービスの契約内容は、変更後の本規約に変更されたものとします。

### 第2条（レンタル機器の貸与）

1. 利用者が申し込み、弊社が承認し、弊社が機種を決定したレンタル機器が本サービスの対象となります。
2. 利用者は第7条2項の場合を除き、レンタル機器の変更、取替えはできないものとします。

### 第3条（レンタル期間）

レンタル機器の利用期間は、利用者が、本サービスに申し込み本サービスのレンタル料の決済情報を弊社に提供し弊社が確認した日（以下「契約日」といいます）より、第4条1項に定める解約日までとします。

### 第4条（レンタル契約の解約）

1. 利用者が本サービスの解約を弊社に申し込みもうとするときは、利用者は弊社にその旨を電話等で連絡するものとします。この場合、毎月20日（20日が土日祝日の場合は前営業日）までに弊社に連絡があったものは、当月末日が解約日となります。また、毎月21日（20日が土日祝日の場合は前営業日の翌日）以降に連絡があったものは、連絡のあった月の翌月末日が解約日となります。
2. 契約日の属する月の翌月1日より、10ヶ月後の末日までに本サービスの解約を利用者が申し込み場合、利用者は金5,500円（税込）の違約金を支払うものとします。
3. 利用者は本サービスの利用を申し込み月と同月に解約を申し込みことはできません。

4. レンタル機器のレンタル料に未払いがあるときは、利用者は、上記により解約日が到来し、レンタル機器が返却されたときといえども、未払いのレンタル料を支払うものとします。

#### 第5条（レンタル料等）

1. 弊社は、契約日の属する月の翌月1日より、別途定める所定の金額をレンタル機器のレンタル料（消費税を含みます）として利用者に月額課金し、利用者は、選択した支払い方法により、月額レンタル料を弊社に支払います。
2. 前条第1項により定める解約日の属する月までのレンタル料を利用者に月額課金し、レンタル料の日割計算を致しません。

#### 第6条（レンタル機器の引渡し）

1. 弊社は利用者に対して、レンタル機器を利用者が申込時に指定した日本国内の場所に送付します。
2. 天災、地変、火災、戦争、内乱、その他不可抗力等、弊社の責めによらない事情が生じたときは、レンタル機器の送付が遅延した場合又は送付できなかった場合であっても、弊社は利用者に対し債務不履行の責めを負わないものとします。

#### 第7条（担保責任・保守サービス）

1. 弊社は利用者に対して、引渡し時においてレンタル機器が正常な性能を備えていることのみを担保し、レンタル機器の商品性、および利用者の使用目的への適合性については担保致しません。
2. 弊社は利用者に対して、利用者の責めに帰すべからざる事由により、レンタル期間中に、レンタル機器に性能障害が発生し、利用者が弊社所定の方法にて通知した場合、弊社の選択により、保守サービスとして、無償にて修理し、またはレンタル機器を取り替えます。ただし、以下の場合には、保守サービスの対象より除外するものとし、弊社は一切その責めを負わないものとします。なお、点検に要する期間中、弊社は補償のほか本規約上の義務を一切免れるものとします。
  - (1) 使用上の誤り、弊社が認めた製品以外の製品との接続による故障および損傷。
  - (2) 弊社から利用者への提供後の、移動、輸送、落下、液体や異物の混入等による故障および損傷。
  - (3) 火災、地震、風水害、落雷その他の天変地異、公害、塩害、異常電圧等による故障および損傷。
  - (4) 不当な修理や改造による故障および損傷。
  - (5) その他利用者の責めに帰すべき事由による故障および損傷。
3. 前項の性能障害が利用者の責めに帰すべき事由のときは、弊社が性能障害の原因調査、または取替え等の必要な処置に要した費用は、利用者が負担するものとします。

4. 弊社は、無償にて修理し、またはレンタル機器を取り替えた対象端末内の情報等の保管、保存、バックアップ、同一性の維持に関し、本規約に定める事項以外に何らの保証も行わず、当該情報等の変質、毀損、障害、滅失等について、何らの責任も負わないものとします。

## 第8条（レンタル機器の使用保管）

1. 利用者は、レンタル機器を善良な管理者の注意をもって、自己の責任で使用、維持、管理、保管します。
2. 利用者は、弊社の事前の書面による承諾を得ないでレンタル機器を、改造してはいけません。
3. 利用者は、レンタル機器に貼付された弊社の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損しないものとします。
4. 利用者がレンタル機器をレンタル中に、レンタル機器自体またはその設置、保管、使用によって、第三者に与えた損害については、利用者がこれを賠償します。
5. 利用者は、移転等によりレンタル機器の使用場所を変更した場合、弊社に対し所定の手続きにより新たな使用場所を報告しなければなりません。

## 第9条（保険）

弊社は、レンタル機器に動産保険を付保しないものとし、利用者はこれを承認します。

## 第10条（レンタル機器の滅失、毀損）

1. 利用者が、レンタル機器を毀損、滅失、紛失した場合、直ちに弊社の指定する方法にて弊社に通知するものとします。
2. 利用者が利用者の責めによる事由に基づきレンタル機器を紛失・滅失（修理不能、所有権の侵害を含む、以下同じ）、毀損（所有権の制限を含む、以下同じ）、損傷（第7条2項の保守サービス対象の場合を除く）したと弊社が判断した場合は、利用者は弊社に対して、レンタル機器の損害賠償として金5,500円（税込）を支払うものとします。

## 第11条（レンタル機器の国外持ち出し）

利用者は、レンタル機器を日本国内で使用するものとし、国外に持ち出してはならないものとします。

## 第12条（レンタル機器の譲渡等の禁止）

1. 利用者はレンタル機器を第三者に譲渡・転貸し、またはレンタル機器について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定できません。
2. 利用者は、レンタル機器について、他から強制執行その他法律的、事実的侵害がない

ように保全するとともに、もしそのような事態が発生したときは、直ちに弊社に通知し、かつ速やかにその事態を利用者の責任と負担により解消させるものとします。

3. 前項の場合において、弊社が必要な措置をとったときは、利用者は、そのために弊社に生じた一切の費用を負担します。

### 第13条（解除・期限の利益の失効）

利用者が、以下の各号の一に該当した場合、弊社は何ら催告を要さずに本契約を解除するとともに、利用者は弊社に対し、レンタル機器を返還し、かつ、未払いレンタル料、その他の一切の金銭債務全額を直ちに支払います。なお、この場合といえども弊社の利用者に対する損害賠償の請求は妨げられません。

- (1) レンタル料その他の金銭債務の支払いを1回でも遅滞した場合
- (2) 本規約の条項の一に違反した場合
- (3) 支払を停止し、または手形・小切手を不渡りにした場合
- (4) 破産、会社更生、特別清算、民事再生手続、その他これに類する手続の申立てをなし、または申立てを受けた場合
- (5) 営業を休廃止し、または解散した場合
- (6) 信用状態が著しく悪化し、営業の継続が困難であると弊社が認めた場合

### 第14条（レンタル機器の返還）

- 1. 利用者は弊社に対して、レンタル期間の満了、解約、解除、その他の理由による本契約の終了後、速やかに、弊社の指定する方法にてレンタル機器を返還します。なお、利用者の責めに帰すべき理由による終了のときは、自己の費用でレンタル機器を返還するものとします。
- 2. 本契約の終了後、弊社の指定する期日までに、利用者がレンタル機器の返還を怠った場合には、利用者は、弊社に対し、損害賠償として金5,500円（税込）を支払うものとします。

### 第15条（ソフトウェア）

- 1. 利用者は、レンタル機器の一部を構成するソフトウェア製品（以下「ソフトウェア」といいます）の利用にあたっては、当該ソフトウェアの使用許諾条件に同意し、遵守するものとします。
- 2. 利用者は、ソフトウェアに関し、次の行為を行うことはできません。
  - (1) ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のために再使用権を設定すること。
  - (2) ソフトウェアをレンタル機器以外のものに使用すること。
  - (3) ソフトウェアを複製、変更または改作すること。
  - (4) ソフトウェアに対してリバースエンジニアリング、デコンパイルおよびディスアセ

ンブルすること。

#### **第16条（支払い遅延損害金）**

利用者が本契約による金銭債務の履行を遅延した場合は、弊社に対して、月額レンタル料を基礎として、支払い期日の翌日より完済の日まで年率14.5%の割合（閏年も365日として計算するものとします。）にて計算した金額を、遅延損害金として支払います。

#### **第17条（本サービスの廃止）**

1. 弊社は、弊社の都合により本サービスの全部または一部を一時的または永続的に廃止することがあります。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、利用者に対し廃止する日の30日前までに通知します。
3. 本条第1項の場合、弊社は利用者に対し、一切の責任を負わないものとします。

#### **第18条（個人情報等の保護）**

1. 弊社は本契約に関連して知りえた利用者の個人情報（以下「個人情報」といいます）を、次の各号の場合を除き、第三者に開示・漏洩しないものとします。
  - (1) 個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた本規約に基づく料金の決済を行なうクレジットカード会社や業務委託先及び提携先に対し、業務上必要最小限の個人情報を提供する場合。
  - (2) 利用者の同意がある場合。
  - (3) 個人情報の統計を利用者個人を識別できない状態で第三者に開示する場合。
  - (4) 利用者もしくは弊社の権利を保護する目的で、緊急に必要があると弊社が判断した場合。
  - (5) 法令等により開示が必要とされる場合。
2. 弊社は、会員の個人情報の管理には最大限の努力を払いますが、万が一、第三者による故意の盗用・使用等により会員に損害が生じた場合は、その損害すべてに対し、いかなる責任も負わないものとします。

#### **第19条（債権譲渡）**

1. 利用者は、本規約に基づき弊社が利用者に対して有する債権を、弊社がクレジットカード会社に譲渡することについて、あらかじめ何らの異議なく承諾するものとします。また、弊社は、当該クレジットカード会社に譲渡した債権の全部または一部について、譲渡を取消し、または当該クレジットカード会社から再譲渡を受けることができるものとします。
2. 利用者が支払うべき料金その他の債務について不履行があったときは、利用者は、弊社が本規約に基づき会員に対して有する債権を第三者に譲渡または質入することをあ

らかじめ何らの異議なく承諾するものとします。

#### **第20条（専属的合意管轄裁判所）**

弊社と利用者との間で、本契約について訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **附則**

本約款は2018年5月1日より効力を有するものとします。